明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

## アルゼンチン共和国を被告とし、東京地方裁判所に訴訟を提起したことについて（お知らせ）

平成21年6月30日

債権者各位

第４回　アルゼンチン共和国　円貨債券（1996）
第５回　アルゼンチン共和国　円貨債券（1999）
第６回　アルゼンチン共和国　円貨債券（2000）
第７回　アルゼンチン共和国　円貨債券（2000）

管理会社は、標記各債券（以下「本債券」といいます。）について、本債券の保有者（以下「本債権者」といいます。）の債権の実現を保全するため、平成21年6月29日に、アルゼンチン共和国（以下「共和国」といいます。）を被告とし、本債券の元利金及び遅延損害金の支払を求める訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）を東京地方裁判所に提起致しました。

1. 提訴に至る経緯

(1) 本債券の債務者たる共和国は主権を有する独立国であり、債権を実現するための法的手段には限界があるため、任意の支払を求める以外、管理会社として債権を実現する実効性のある手段は事実上存在しません。そのため、管理会社は、これまで共和国に対し、本債券の元利金全額の任意の支払を求めて参りましたが、遺憾ながら、共和国は現在まで一切これに応じておりませんし、合理性のある対案も提示しておりません。

(2) しかし、共和国は管理会社が時効中断のために本債券上の債務の認諾を求めたにもかかわらず、それさえ拒否しており、このような状態を放置すれば、本債券に基づく利息請求権が早晩消滅時効にかかる可能性があります。管理会社はその問題に対応する必要があり、他方、訴訟を提起する以上は本債券全体を対象とすべきと判断し、その債権の実現を保全するため、債券の要項に定める管理会社の権限に基づき、上記提訴を行ったものです。

2. 本債権者にご注意頂きたいこと

(1) 本債券の問題については、主権を有する独立国による債務不履行に起因する法的問題について依拠または参考にすべき指導的な裁判例、学説または前例も見当たらないことから、管理会社は、その判断で日本国及び共和国の専門家を選任し、その意見を参考にして、本件訴訟の提起に関して検討して参りました。しかしながら、これらの専門家の選任及びその意見の評価は管理会社として行ったものであり、本債権者はそれぞれ自己の責任・費用により自らが依拠できると考える専門家を選任し、その意見を聴取することができ、また、管理会社と異なる対応方針を採用することもできます。管理会社は本債権者に対して、管理会社の判断を受け入れるよう求めるものではありません。

(2) 下記のとおり、本件訴訟の結果は、本債権者の権利に影響を与える可能性があります。そこで、本債権者は、本件訴訟の提起にかかわらず、共和国を被告として、その保有する本債券の元利金及び遅延損害金の支払を求める訴訟を、東京地方裁判所または共和国ブエノスアイレス市所在の共和国連邦裁判所（以下「共和国連邦裁判所」といいます。）に独自に提起することができます。その場合、本債権者の当該訴訟の対象である本債券部分は二重訴訟となりますので、管理会社は、当該訴訟の提起が確認できた時点で、かかる訴訟の対象債券を本件訴訟の対象債券から除外させて頂きます。

(3) なお、管理会社は、共和国連邦裁判所に訴訟を提起することについても検討して参りましたが、東京地方裁判所での提訴と比較した場合の訴訟提起の困難性、勝訴の見込みの低さ、高額な費用負担、その他諸般の事情に鑑み、本件訴訟以外に共和国連邦裁判所での訴訟を行う予定はございませんので、予めお知らせ致します。

(4) また、本債権者は、関連諸契約に従い債権者集会の招集を求め、その決議により、本債権者の集団としての権利の行使・執行を選択することもできます。各回の未償還額面総額（第4回：3,855百万円、第5回：500百万円、第6回：3,663百万円、第7回：2,685百万円）の10分の1以上を保有する本債権者より請求があれば、管理会社は債権者集会の招集を行います。

(5) 共和国連邦裁判所での訴訟提起や債権者集会の招集請求を含め、上記の権利行使を行うかどうかは、本債権者自身のご検討に基づき、ご判断頂きますようお願い致します。

3. 今後の予定について

(1) 本件訴訟の結果は、本件訴訟確定後に改めてお知らせする予定です。

(2) 管理会社は、本件訴訟に勝訴した場合でも、外国政府を相手方とする強制執行が認められる可能性は極めて低く、共和国の任意の支払による回収以外は困難と考えております。したがって、管理会社が勝訴した場合でも、管理会社としては、当該判決に基づく強制執行を行う予定はございません。そのため、勝訴判決によって確定した権利は、判決確定日から更に10年を経過すれば、再び消滅時効にかかる可能性があります。

(3) 管理会社が敗訴した場合、敗訴判決の効果が本債権者に帰属しますので、仮に本債権者が同様の訴訟を後日提起したとしても、少なくとも日本国内の裁判所においては、当該判決と異なる内容の判決を受けることはできなくなりますし、共和国連邦裁判所においても同様である可能性が高いと考えております。

(4) 本件訴訟が却下された場合、却下の時期にもよりますが、本債券の権利の一部または全部が時効により既に消滅している、または、早晩消滅する可能性があります。この場合、管理会社は、上記２（3）で述べたとおり、共和国連邦裁判所に訴訟を提起することを予定しておりませんので、却下時点でまだ時効期間が経過していない場合でも、本債権者が何らかの手続をとらない限り、少なくとも本債券の権利の一部は早晩時効により消滅します。

(5) 管理会社は、これまで誠意をもって本債券の管理を継続し、今般、本件訴訟を提起致しました。しかし、共和国が任意に支払などに応じない限り最終的な債権の実現ができない現状が続けば、本件訴訟以外に債権の実現を保全するため管理会社がとりうる実効性のある手段はないと考えております。

4. 情報提供について

上記に加え、本お知らせ末尾に記載した管理会社のホームページに、管理会社が必要と考える補足情報を掲載する予定ですので、ご参照下さい。本債権者におかれましては、これらの情報を参考に、それぞれが信頼・依拠できる情報・意見をご収集頂き、ご対応をご検討、ご判断頂きますようお願い致します。

債券の管理会社
第４回債
株式会社新生銀行
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
株式会社みずほコーポレート銀行
第５、６、７回債
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

（ご照会窓口）
株式会社新生銀行　ＩＧ管理部ミドル担当
03-5511-5612　午前9時～午後5時
URL:http://www.shinseibank.com/investors/about/temporary_news/argentina/argentina_index.html
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 シンジケーション部
03-5252-5601　午前9時～午後5時
URL: http://www.bk.mufg.jp/info/argentine/index.html

発行所　〒一〇五－八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一、二四円（本体一、一七〇円）　（配送料別）